

宿泊施設向け接客研修ツール作成等のための検討会 開催要綱

1 趣旨・目的

「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」とりまとめにおいて、「営業者、患者等団体や障害者団体等の協力を得て、経験や事例に即し、高齢者、障害者、患者等その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するための内容に関し、旅館業の施設特有の接客シーンを想定した具体的な内容をできる限り盛り込んだ研修ツール」（以下「宿泊施設向け接客研修ツール」という。）の作成等を厚生労働省において検討すべきとされたため、「宿泊施設向け接客研修ツール作成等のための検討会」を開催する。

2 検討事項

宿泊施設向け接客研修ツールの作成等の検討

3 構成等

- （１）本検討会の構成員は別紙のとおりとし、構成員の互選により選出した座長を１名置く。
- （２）座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- （３）座長に事故が生じた場合は、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- （４）構成員は、その申出により、構成員が指名する者を代理で出席させることができる。
- （５）座長は、必要があると認めるときは、検討会の下に構成員以外の者との議論のためのワーキンググループを設けることができる。

4 運営

- （１）本検討会は、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長が開催する。
- （２）本検討会は、原則公開とし、会議資料及び議事録も、後日厚生労働省ホームページで公開する。ただし、座長が非公開とすることが必要であると認める場合は、非公開である旨及びその理由を公開し、会議終了後、可能な範囲で会議資料及び議事要旨を公開する。
- （３）本検討会の庶務は、観光庁参事官（産業競争力強化）の協力を得て、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課が行う。
- （４）この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関して必要な事項は、座長が検討会の了承を得て決定するものとする。

(別紙)

宿泊施設向け接客研修ツール作成等のための検討会構成員

青木 幸裕	一般社団法人日本旅館協会 専務理事
阿部 一彦	日本障害フォーラム (JDF)
今村 登	認定 NPO 法人 DPI (障害者インターナショナル) 日本 会議 事務局次長
岡本 賢治	サービス・ツーリズム産業労働組合連合会政策局長
尾之内 直美	認知症の人と家族の会
小幡 恭弘	全国精神保健福祉会連合会 事務局長
掛江 浩一郎	一般社団法人日本ホテル協会
勝谷 有史	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 シルバースター部会 委員
久保田 美穂子	亜細亜大学 経営学部ホスピタリティ・マネジメント 学科 准教授
清水 嗣能	一般社団法人全日本ホテル連盟 会長
玉井 和博	立教大学観光研究所 特任研究員
辻川 圭乃	辻川法律事務所 弁護士
又村 あおい	全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長
三浦 雅生	五木田・三浦法律事務所銀座オフィス 弁護士
吉田 哲也	ハンセン病訴訟弁護団

(敬称略 50 音順)